

わが国 少年法の歴史～特に年令問題を中心に～

- 1880年 旧刑法制定
12才以上刑罰の対象
但し、15才以下は例外「是非弁別なく」罪を犯した時
少年でも監獄に
- 1907年 現刑法制定
14才以上を刑罰の対象
18才未満は成人と分けて処遇—特設少年監
- 1899年 アメリカのシカゴで世界初の少年法
プロベーションの発達
人道主義
- 1922年 (大正11年) 旧少年法制定翌年施行
「愛の法律」と言われる
18才未満を対象
少年審判所 (行政機関)
検察官先議—検察官が少年審判所に送るか、刑罰にするかを
決定 (16才以上の少年や重罪事件の時)
- 1948年 (昭和23年) 現行少年法「少年の健全な育成」がスローガン
20才未満を対象
家庭裁判所の誕生
家裁先議—家裁が保護処分にするか、検察官に送り返して刑
事手続きへ進むかを決定
刑罰は16才以上に限る
検察官は全ての事件をひとまず家裁に送らねばならない
(検察官は権限縮小で不満?)
調査官によるケースワーク機能
- 1966年 法務省「少年法改正に関する構想」発表
18、19才の少年には検察官先議
裁判所も大反対でつぶれる。日弁連も激しく抵抗。
- 1970年 法務省「少年法改正要綱」
18、19才は全て刑罰に
検察官は全件送致でなく不起訴や不送致ができる
検察官は審判に関与し抗告もできる
これも裁判所も日弁連も大反対し、つぶれる

- 1975年頃から裁判所は法務省寄りになっていく
日弁連、世論はそれでも少年法「改正」に強力に反対
- 1977年 法制審中間報告
18才以上の少年については検察官が審判に出席し、刑事処分を
求めて抗告ができる
これも世論が反対しつづれる
- 1995年頃から裁判官が少年法は欠陥があると言い出す
検察官が審判に出席しないので「正しい」事実認定ができない
(1993年山形マット死事件審判への批判)
- 2000年 少年法「改正」
少年を甘やかす論が背景
一定の重大な事件（故意の行為で人を死亡させる等）については
家裁は検察官を審判に出席させることができる。
前記重大事件を犯した16才以上の少年は刑罰を
原則14才以上でも刑罰にできる
- 2007年 少年法「改正」
14才にならない子どもでも少年院送致が可能

今回の少年法「改正」案

1 少年法は17才以下の者に限って適用

根拠

- (1) 民法にあわせる
- (2) 世界的に18才成年がふつう
- (3) 18才、19才には少年法と同様の処分を新設すれば問題ない

2 反論

- (1) 今の少年法はとてもうまくいっており、少年非行は凶悪事件も含めて極めて減少している
- (2) 民法にあわせる必要はない。
 - ① 酒、タバコは依然として20才で
 - ② 民法が18才を成人としている趣旨は、ふつうは18才になれば自分のことや、政治のことを判断できるだろうということ。
しかし、少年法の対象の非行少年は十分な教育を受けられず、大事な部分が発達していない。
 - ③ 18才は大人とは精神医学上も言い切れず、成人式は20才で行う自治体も
- (3) 適用年令を引き上げる傾向もある
 - ① ドイツでは成人年令は18才なのに、18才以上20才でも保護処分が執り得る法制となっている
 - ② 児相福祉法では18才未満が保護の対象となっていたが、18才、19才でも保護し得るように改正されている(児童福祉法33条の6)
- (4) ① 新設の処分はうまく機能しない
家裁でなく、検察官が決定する(検察官先議)になるので
 - ② 18、19才にだけそのような処分を科すのは不公平
- (5) 少年(18、19才)が少年法で甘やかされるものではない
 - ① 全件送致で起訴猶予がない
 - ② やった犯罪は軽くても保護処分になり得る
 - ③ 18才以上には死刑が適用
 - ④ 現在は16才以上の重罪には刑罰が原則